

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時（秋田県地域防災計画が対象としている災害又はその恐れがある場合。以下同じ。）に、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（レンタル機材の種類）

第2条 レンタル機材の種類は、要請時点で乙が保有する次に掲げるものとする。

- (1) 仮設トイレ
- (2) 発電機
- (3) 照明機器
- (4) 荷役又は輸送用機材
- (5) その他被災者支援等に必要な機材のうち、乙が供給可能なもの

（要請の方法）

第3条 甲は、災害時などにおけるレンタル機材の供給を実施する上で、乙の協力を必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話その他の方法により伝達し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力要請を必要とする理由
- (2) レンタル機材名
- (3) 数量
- (4) 引渡（設置）場所
- (5) レンタル期間
- (6) その他参考となる事項

（要請に基づく協力）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、可能な限り優先的にレンタル機材を供給するものとする。

（レンタル機材の運搬、引き渡し）

第5条 レンタル機材の運搬経路等は、甲と乙が協議の上決定するものとし、引き渡し場所までのレンタル機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙は運搬が困難と判断した場合は、甲に連絡し、その指示に従うものとする。

2 レンタル機材の運搬に必要な車両及び人員の確保は、乙がこれを行うものとする。

- 3 甲は、レンタル機材の種類及び数量を確認し、適正と認めるときは、引き渡しを受けるものとする。
- 4 甲は、前項による受領を甲の指定する者に代行させることができる。
- 5 乙は、甲又は甲が指定した者にレンタル機材を引き渡した場合は、書面により引き渡しが完了した旨を甲に報告するものとする。

(車両の通行)

第6条 甲は、乙が前条の規定によりレンタル機材を運搬する車両を、緊急通行車両として通行できるように、可能な範囲で支援するものとする。

(レンタル機材の費用等)

第7条 乙が供給したレンタル機材の代金及び引き渡し場所までの運搬に係る費用実費は、**甲が負担するものとする。**

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準に、甲乙協議の上、算出・決定するものとする。
- 3 乙は、第1項の費用を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第8条 乙から供給を受けたレンタル機材の代金及び引き渡し場所までの運搬に係る費用実費は、乙からの請求後、遅滞なく甲から乙に支払うものとする。

(連絡体制等)

第9条 甲及び乙は、レンタル機材の供給に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

- 2 甲及び乙は、この協定の実施に関する事項の連絡責任者等をあらかじめ定めておくものとする。ただし、体制が大幅に変更になった場合には、直ちに報告を行うものとする。

(情報の共有等)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、供給可能なレンタル機材の品目及び数量等について報告を求めることができる。

(有効期間等)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年を経過した日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙が本協定を終了する旨を書面により通知しない限りは、期間満了の翌日から起算して1年間、本協定と同一の条件をもって更新され、以後同様とする。

- 2 本協定の有効期間中でも、甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲及

び乙は、協議の上必要に応じて本協定の変更又は解除を行うものとする。

(実施細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第13条 本協定及び実施細目に定めるもののほか、本協定の実施に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

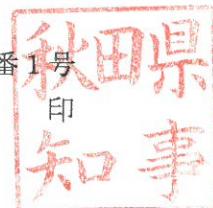
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。



平成30年 5月18日



甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹 敬久



乙 東京都中央区日本橋三丁目12番2号
株式会社アクティオ
代表取締役 小沼 直人

